

議案第10号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川暢三

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「以下「勤務時間条例」という。」の右に「第8条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例」を加える。

第23条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（勤務時間条例第11条第1項に規定する休日及び代休日における正規の勤務時間における勤務並びに同条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（超勤代休時間）

第8条の2 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例第23条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務をすることを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
第11条第1項中「(休日)」を「(第8条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(審議資料)

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」が平成 22 年 4 月 1 日に施行されるにあたり、時間外勤務手当支給割合の引上げ及び超勤代休時間の新設のため、所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

(第 1 条) 一般職の職員の給与に関する条例

1 ヶ月 60 時間を超える超過勤務（日曜日・祝日又はこれに相当する勤務を除く）について、時間外勤務手当の支給割合を 125/100 又は 135/100 から 150/100 に引上げる。（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの勤務は、150/100 又は 160/100 から 175/100 に引上げる）

(第 2 条) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

1 ヶ月に 60 時間を超える超過勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、超勤代休時間を指定できることとする。代休の指定は 2 ヶ月以内、1 日又は半日単位。